

事業者の皆様へ

会津美里町電子契約のご案内

会津美里町では、行政手続きの電子化の取組みのひとつとして、令和5年9月より電子契約を導入し、利用を推進しています！



ぜひご利用
ください！

電子契約とは

従来の紙の契約書への押印に代えて、電子契約サービス（インターネット上のサービス）を利用し、電子署名により契約を締結する契約方法です。

電子契約の対象

以下を除き、ほとんどの契約案件で電子契約が利用可能です（請書・協定書も可能です）。

- (1) 法令等の規定により書面の契約書が必須となる契約
 - (2) 契約期間が10年を超える契約
 - (3) 契約の効力が10年を超える契約
 - (4) 自動更新条項付契約
 - (5) その他電子契約によることが適当でないと認められる契約
- ※ 事業者が紙での契約を希望する場合も含まれます。

電子契約のメリット

- ① 契約事務・費用の削減
契約締結のための来庁・押印・郵送が不要になります。
- ② 収入印紙が不要
電子契約の場合、契約書に貼付する収入印紙になります。
- ③ 契約締結までの時間削減
インターネット上の手続きとなるため、契約事務の時間削減につながります。

利用する電子契約サービス

令和8年4月より、使用する電子契約サービスを変更しました。

・GMOサイン

※ 福島県内では、福島県や郡山市等と同じサービスとなります。

詳細は、町ホームページをご確認ください。

会津美里町 電子契約 で検索！

URL:<https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/soshiki/1008/1/7/9/4486.html>



電子契約の手順

① 電子契約を希望する場合、契約締結前に、町に「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出します

- 契約相手方に決定後、町より契約方法（電子契約 or 紙の契約）の確認を行いますので、電子契約を希望する場合、メールアドレスや署名者氏名等を記載した「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を発注担当者に提出していただけます。
- 「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の様式は、町ホームページからダウンロードできます。

② 町から契約書の署名依頼がメールが届きます

- 契約書案の調整後、電子契約サービス（GMOサイン）から、提出いただいた「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」に記載されたメールアドレス宛に、契約書の署名依頼メールが送信されます。
- 事業者側の署名確認者が2名の場合、(1)事務担当者→(2)締結権限者の順に署名をします。

③ 契約書の内容を確認し、署名を完了します

- 送付された署名依頼メールを開き、契約書の内容を確認できますので、確認後署名を完了します。
- 署名の手順は、町ホームページに資料を掲載しています。

④ 契約締結後、電子署名完了メールが届きますので、添付されている「契約書」及び「契約締結証明書」をダウンロードし、保管します

- 事業者が署名後、町が署名を行うと、契約締結となり、電子契約サービス（GMOサイン）から署名完了（契約締結）メールが届きます。
- 署名完了メールには契約書（PDF）及び電子契約締結証明書（PDF）が添付されますので、ダウンロードし、併せて保管してください。
 - ※ 電子署名が付与された契約書データには、左下に締結証明書 ID が付与されています。契約書に押印はされませんが、契約証明書 ID が電子署名により締結された証となります。
 - ※ 電子契約締結証明書とは、「いつ」「誰が」署名を行ったかを確認できる証明書です。

電子契約サービスの操作方法について

電子契約サービス（GMOサイン）の操作等に関する問い合わせは、下記から可能です。

■ 電子印鑑 GMOサイン運営事務局

電話番号：03-6415-7444（受付時間 平日 10：00～18：00）

メールアドレス：support@cs.gmosign.com

お問い合わせフォーム：<https://www.gmosign.com/form/>